

【論文】

切腹刑の作法

—『自刃録』の記述を中心に—

コルネーエヴァ スヴェトラーナ

はじめに

江戸時代、武士に対し^{はりつけ}磔・^{ごくもん}獄門の刑は滅多に適用されず、死刑が言い渡された時は多くは^{ざんざい}斬罪、重くて死罪であった。武士に適用されたこれらの死刑は形としては打ち首であるが、刑の執行方法や前後の待遇に違いがあった。死刑の内、武士としての^{めんもく}面目を保って自決させる刑として切腹が与えられることがあった。そのため、切腹刑は特別な死刑という意味合いが強く、作法に沿って一つの儀礼として執り行われた⁽¹⁾。刑の進め方や関係者の心得を記す作法書ないし故実書が多数刊行され、いざという時の参考のために写本を保持していた武家が少なからずいた。本稿では、江戸後期の『自刃録』を題材に、刑としての切腹の儀礼に注目し、主な作法を一つ一つ取り上げ、執行にあたって注意が払われたことや忌まれたことを整理し、まとめることが目的である。なお、刑罰時の待遇や配慮は切腹人の身分の高下にもよるが、本稿のテーマは身分差に直接かかわらないため、必要に応じてのみ触れることとする。

切腹刑の儀礼の特徴としては、その結果死人が出るために葬送儀礼が控えており、当時の言葉でいう「凶礼」⁽²⁾の類いに入っていた。以下において、第1節では切腹刑の基本的な流れを確認し、第2節では『自刃録』という故実書について概説し、第3節では『自刃録』に見える主な作法の内容を示し、第4節では俗信や縁起をめぐる非日常的な儀礼と通常生活との違いの関係において、切腹と打ち

首にまつわる禁忌をいくつか取り上げる。

第1節 切腹刑の流れについて

1. 切腹刑の基本的な流れ

まず、刑罰としての切腹の典型的な進行はどのようなものだったかを抑える必要がある。後述するように、切腹は途中で割腹による自決を伴うこともあったが、最後は必ず首を打って終了し、その後は遺体を葬儀のために寺院などへ送り届けた。打ち首となれば、中世の戦で敵の首級を打って戦功を決定する「首実検」⁽³⁾という儀式が行われたことが周知の如くである。実際に、切腹刑の後半にも首実検が行われ、打ち落とした首を確認する過程は中世からの首実検の作法、とりわけ検使の役割や首を確認する仕方などを基本的に踏まえている。

では、切腹刑の主な流れを笹間良彦著『絵で見て納得！時代劇のウソ・ホント』から引くと次の通りである。

江戸時代、切腹は一般に石高五百石以上の武士は座敷か庭で行い、それより下の武士は牢屋敷で行う。庭で行う時は、切腹場に砂をまいて畳二畳を敷き、白か赤の布で覆う。切腹人は、髻もとどりを落すか前立まえだちにして、白無地の小袖あさぎに浅葱色の袴かみしも姿で検使人に目礼して座につく。検使は切腹人が大名か旗本はたもとの場合は、正使大目付おおめつけ、副目付かち、徒目付どうしん、同心六人、それより下の身分の場合は正使目付、副目付、徒目付、同心四人がつく。「いざ三方さんほうを戴いただかるべし」の声で、切腹人は三方の上の水盃みづさかずきを飲む。続いて、三方に載せられた短刀を取って下腹部を横一文字に切り、さらに腹中央から下に切り下げる。この時に介錯人かいしゃくにんが首を斬り落す。そして副介錯人が斬り落した首を持って、検使人に見せて終わる。

正規の切腹を要求する武士には短刀による古式通りの切腹が行われたが、実際には扇子腹せんすばらや木刀腹ぼくとうぼらといって、切腹による血潮の飛散や切腹人の狼狽ろうばいを避けるため、切腹人が三方に置いた短刀の代わりに紙で巻いた扇子や木刀を取るために手と首を伸ばした時に、介錯人が首を斬り落すことがほとんどであった⁽⁴⁾。

以上のように、切腹の順序を簡単にまとめると、切腹人の着座→盃事→切腹刀が持ち出される→割腹と打ち首、といった具合になる。なお、事情によっては盃事（水盃ともいう）と割腹動作は、江戸時代が進むにつれて省略される傾向にあった。省略しない時は、切腹刀が運ばれてから、それを載せた三方を切腹人が自分のほうに引き寄せて、刀を取って、それを戴いてから、刀を左の脇腹に突き立て、右脇へ引っ張って、刀を抜き、右膝のところに置く、という流れが基本であった⁽⁵⁾。

2. 『自刃録』という故実書について

『武士道全書』第10巻の解説文を著した井野邊茂雄によると、『自刃録』の編者は工藤行廣である⁽⁶⁾。『自刃録』は『切腹口決』（著者不詳；工藤行廣という説もある）とともに『武士道全書』第10巻に所収されており、両資料は井上哲次郎⁽⁷⁾の蔵書であり、翻刻は蔵書に拠ったとある⁽⁸⁾。編著者について、上州沼田藩（現在の群馬県）の藩主・土岐^{とぎ}氏の家臣だったと伝えられている⁽⁹⁾。この故実書に触れた書物に、管見の限り、森銚三による「切腹の書自刃録」（1943年発表）というエッセイと、文筆家の中井勲が著した『切腹』（ノーベル書房、1970年）がある⁽¹⁰⁾。

資料の内容については、切腹刑に際しての罪人の取り扱いや待遇、場所の敷^{せつ}設、検使や介錯の作法と心得を説いている。具体的に、「場所を設る事」、「近世御預人切腹之次第」、「検使心得之事」、「介添之事」、「介錯之事」、「切腹人之事」、「切腹人を饗応する事」、「用意道具之事」、「切腹人身支度并死骸扱之事」、「御預人受取并諸事心得之事」、「切腹する人に出会いたる時之事」、「殉死之事」という項目で構成されている。数点の図に加え、過去の切腹例がたくさん挙げられているのも特徴であり、詳細な記述からなっている⁽¹¹⁾。編著者の工藤行廣によると、諸書に当たって子孫の童蒙のために思って纏めたもので、成立は天保11（1840）年と記されている⁽¹²⁾。

『自刃録』の冒頭に書かれているように、切腹、介錯、検使などは「非常の事」

すなわち非日常的な出来事であり、だからこそ常日頃から作法を心得え、いざという時に気後れのないようにすべきであると説かれている⁽¹³⁾。記述全体を通して、切腹は武士にとって一大事だったという認識がうかがえる。よって、関係者、特に介錯人としては、切腹人にとって見苦しくなる場面を極力避けて、最大限の配慮を払って振る舞う必要が生じて、意識がそれに必然的に向けられていた⁽¹⁴⁾。留意すべき点が増えていき、先例の蓄積とともに、様々な事態を想定して作法が細かく決められた。

第3節 『自刃録』に記された主な作法の内容

ここまでは江戸時代の切腹刑の典型的な流れを確認し、『自刃録』という故実書の成立と内容を概略した。本節において、『自刃録』の具体的な記述に沿って、切腹の場所、切腹人の装束と髪型、盃事、切腹刀、介錯の作法⁽¹⁵⁾という順に見ていく。

1. 切腹の場所

古法では、切腹人が一万石以上またはこれに相当する高位の者の場合は六間四方、平士の場合は二間四方に竹矢来をめぐらし、南北に門を2つ設ける。南を修行門と言い、北を涅槃門と言う。中央に白縁の畳を二畳、たて 縦横に敷いた。ねほん 畳の縁は切腹人用で、それに白絹六尺を敷く。竹矢来にそって四方に四幅の白幕を張り、四隅に六尺の旗をたてる。切腹人は涅槃門から入り、北に向かい座す。西に向けて座すこともある。介錯人は、切腹人に続いて修行門から入り、横に敷かれている畳の左の方に控える。

夜ならば、しよくだい 畳の両側に燭台が立てられた。江戸中期以後は座敷で切腹することが多くなり、庭先あるいは空地にたてまし 建増を行なったが、お預け即日または翌日の切腹となると建増をする時間がないので、書院が切腹の場所に使用された⁽¹⁶⁾。

切腹の座には、白木綿^{もめん}五幅と^{あわせ}裕風呂敷を敷いた。身分の高い切腹人の場合は畳三畳の上に一畳の布団を敷くことになっていたが、平士の場合でも切腹の動機が立派であれば布団を敷くことになっていた。また木綿風呂敷や布団だけでは畳に血が通るので、赤毛氈^{もうせん}を二枚重ねてそのうえに敷いた⁽¹⁷⁾。

切腹の申し渡しは座敷で行われた。浅野内匠頭も座敷で申し渡しを受け、庭先で切腹した。庭で切腹する際には、その場所まで履物なしで行けるように敷物を敷いた。人によっては自失状態になって履物が足にかからず、また脱げたのも知らずにいることがあって見苦しかったからである。また敷物の継ぎ目に足をひっかけないようにする配慮も必要であった⁽¹⁸⁾。

2. 切腹人の装束と髪型

切腹の申し渡しが済むと、ただちに仕度にかかる。『自刃録』において、切腹人などの服装の構成や色について言及されているが、他の故実書（『凶礼式』など）に見られる「小袖を左前に着る」ことについては触れられていない。着物を「左前」に着させることは「逆さ事」の一例であり、現代も死者に着させる^{きょう}経帷子^{かたびら}を「左前」にするのが定番である。逆さ事には、死者を甦らせてはいけないという意味があり、非日常的な出来事の一つである葬式の時は特別なことをするのである。ゆえに、普段の生活においては、非日常を持ち込んではならないという禁忌が現代も見受けられる⁽¹⁹⁾。

ちなみに、伊勢貞丈著の『凶礼式』をはじめ一部の故実書に見受けられる「左前」という着方が、切腹刑の場において実際にどれだけ実践されていたかについて現時点では答えるのは難しい。時代考証家の林美一が指摘しているように、細川邸に預けられ切腹に臨む大石内蔵助以下17名の赤穂浪士（元禄事件の始末として1703年2月に切腹を言い渡された浪人）の切腹を描いた「切腹の図」⁽²⁰⁾を見る限り、着物は通常の「右前」に着られている⁽²¹⁾。文芸の世界では、浮世草子として赤穂事件を第一番に扱ったとされる、宝永7（1710）年に八文字屋八左衛門が刊行した『けいせい伝受紙子』に塩冶判官（史実では浅野内匠頭）が切腹

に臨む挿絵がある。この画に描かれた塩冶判官の小袖は通常の「右前」になっていることがわかる⁽²²⁾。文芸であり写實的に描く意図は薄いにせよ、赤穂事件を描いた一定数の絵からは、切腹人の衣類が「左前」に着られるべきだという認識がなかったことは読み取れるが、さらなる調査が必要である。

『時代劇を斬る』を著した名和弓雄によると、切腹用の袴（肩衣と袴）は、切腹袴とも呼ばれている。布地は麻、色は浅黄色（浅黄は浅葱の当て字で、青色、水色の薄い色合い）で、紋をまったく入れていない。切腹の場合は、無紋と決まっているのが特徴である。白い袴は葬儀用で、切腹時のものと異なっていた⁽²³⁾。

切腹の服に着替えさせた後、髪を結び替える。つまり、右の鬢を一櫛、左の鬢を一櫛、うしろ一櫛半、合計三櫛半で裏櫛（の櫛峰）を使って結う。左右上下一櫛ずつ、合計四櫛使った場合もあるというが、このような例は少ない。髻は四つ紙捻りで左巻きに巻き、それを茶釜に折り曲げる。それは介錯の際、髻が背後に垂れて邪魔にならないようにするためである。紙捻りで髪を結うこと、三櫛半で結うこと、櫛の峰でなでつけることを縁起が悪いとって忌むのはこの理由からである⁽²⁴⁾。

3. 盃事

切腹人に対して与えられる酒肴については諸説あるが、もっとも一般的な方法は次の通りである。切腹人が北または西を向いて座ると、給仕人が盃を持って出る。縁無しふちの足付あしづ三方さんぱうに、塗盃ぬいばの上に土器かわらけをかさねたものが載せてある。箸は逆に置き、銚子は片口の銚子である。肴さかなは香こうの物または昆布こんぶが三切れで、三切れは「みきれ」と読み「身を切る」ことに通じる。切腹人は最初土器に一献いっこん注いでもらい、これを地上ひるがえに翻す。次いで盃に注いでもらって、これを飲む。以上二献で盃事を終る。古くは、検使や介錯人との盃事もあったという。情況が許すなら湯漬を出してもよいが、切腹人がさらに酒を所望しても与えてはならない。この世の名残にと、酒の好きな切腹人ならばつよく所望するかもしれないが、この

場合手間取ることを避ける意味で、あくまで拒絶することが望ましい⁽²⁵⁾。

武家社会では、中世以来、酒の注ぎ方に関する細かい作法が発達し、凱旋のような祝儀か、切腹のような凶事かによって所作を分けていた。故実家の笹間良彦によると、宴会などで上司や客に酒を注ぐときには長柄（鉞子）を用いた。右手で器の前の柄の突起のある星の部分を持ち、左手を柄の手前の折れ曲がった部分をもって客の前に膝をつき、柄を体の前面に差しだし左横になった注ぎ口から相手の差しだす^{さかづき} 盃に注ぐ。続けて隣の人に注ぐときは膝で移動する。体を左に回して酒の入った提子を持つ提所役のところに戻り、膝を曲げて長柄に酒を補充してもらい、ふたたび左回りに体を戻して、次に注ぐ人の前に行って同じ動作で酒を注ぐ。これは古式の酒の注ぎ方の作法で、武士が出陣するときや祝い事などの三献の儀には、これに則^{のっと}って行った⁽²⁶⁾。

少し具体的にみると、武士にとって出陣は武勲をたてる絶好の機会であり、同時に生死を分かつ重大事であったので、かならず武勲と生還を期した儀礼を行った。これを三献の儀とよび、出陣のほか凱旋式や祝い事などにも行った。まず高坏か三方に縁起物である三種の肴（打鮑、勝栗、干昆布）を盛った器と三組の盃を置く。盃は土器で、祝儀には木の盃も用いた。これを倍膳所役が三献の儀の主役の武士の前に運ぶ。次に長柄所役が長柄を捧げて、主役の前に進み膝を折り曲げて酒をすすめる。主役は三組の盃の一番上の盃に酒を注いでもらい飲み干して打鮑を食べる。その間に長柄所役は提所役のところに戻り、提下から長柄に酒を補充してもらい、ふたたび主役の前にきて二の盃に酒を注ぐ。主役はこれを飲み干し勝栗を食べる。長柄所役は三の盃に酒を注いで席に戻る。そして主役の武士は最後の昆布を食べる。三種の肴を食べる順は、出陣のときは「打って（打鮑）」、「勝って（勝栗）」、「喜ぶ（昆布）」と縁起をかつぎ、凱旋のときは「勝栗」「打鮑」「干昆布」の順である⁽²⁷⁾。

上記と違って、切腹人に別れの盃を与えたり首実檢の折に敵の首に酒を飲ませたりするといった凶礼に分類される行事の作法の多くは、祝い事とは逆、もしくは異なる方法で行うものだと故実書に解説されている。敵の首に死出の酒を飲ま

せる（すでに故人なので飲ませる真似の）時のやり方について、伊勢貞丈著の『軍用記』に詳述されている。要約すると、凶事であるゆえに普通と違う点としては、昆布の帯を一切と塩を肴にすること、それを縁なしの折敷に据えて盃より後に出すこと、篠の葉を搔敷さいしきに用いること、盃を二つ置いて二献飲むこと、左酌にして逆に酒を注ぐこと、盃をうつぶせにする（折敷の上に伏せる）ことが挙げられる⁽²⁸⁾。先に触れた昆布きれの数だが、切腹刑の場合、切腹人の肴として「三切」（「身を切れ」の語呂合わせ）を用意するが、介錯人も盃をいただく場合は人を切る役だから「一切」を出すことになっていた⁽²⁹⁾。

二度注ぎの二盃なので四度飲むことになり、四は死を連想する。よって、通常は上記のようなやり方を忌み、極力避けるべきものと認識されていた。他方、祝い事の場合は盃に三度注いで三献繰り返すので三三九度の目出度い盃事である⁽³⁰⁾。

4. 切腹刀

切腹用の短刀くすんごぼは九寸五分（約29cm）が正式の長さとしていたが、八、九寸あれば使用を許可された。これを三方くりにがたにのせた。貴人は三方、平人ならば刳形くりにがた（三方の胴に開ける眼象げんしょうすなわち穴のこと）なし（装飾なしの三方）とも言った。三方は切目の縁を離すことになっていた。短刀は柄をはずし、奉書紙ほうしょで刀身を逆巻きにし、紙拵こよりで十二カ所を結んだ。二十八カ所結ぶこともあった。結び方は、一重巻いてこま結びにし、端を切るようになっていた。切先は巻きつけた奉書紙から五、六分出すのが決まりで、大切先を四分出すのが故実とされていた。

『自刃録』が書かれた時代にはすでに、短刀のかわりに木剣（木刀）を用いたこともあるという。また短刀が動かぬように三方へ結びつけることもあったという。切腹人に不穩の兆候があった時にこのような処置を必要としたものと思われる、と著者の工藤は述べている。短刀の置き方は、短刀の中心が切腹人の右側にくるようにして、刃を切腹人に向けて置いた。また、切先が切腹人の右側にくるように置いたともいわれる。ただし、切腹人はまず左手に刀を押し戴き（目線よ

り高い位置に捧げ持ち)、右手に持ち直して、腹に突き立てるので、左に中心を置くほうがよいという説もあった⁽³¹⁾。

切腹人は着座した後に検使に黙礼し、右から肌を脱ぎ⁽³²⁾、左を脱ぎ終わり、左手で刀を取り、右手をそえて押し戴き、切先を左へ向け直し、右手に持ち替える。左手で三度腹を揉みほぐし、臍の上約一寸の線上の左のほうに刀を突きたて、右へ引きまわす⁽³³⁾。

刀を突き立てる深さは三分ないし五分を超えないのが作法とされていた。それより深くすると引きまわしにくくなるからである⁽³⁴⁾。

腹の切り方について、江戸時代の正式の切り方は十文字に切ることだといわれる。鳩尾みぞおちから臍の下まで切り下げて、それでもなお死にきれないときはのどを掻き切るのである。また、左の股のつけ根に刀を突きたてて、刃先を上に向けて臍下一寸の高さに切り上げ、右脇に引きまわし、ふたたび刃先を上に向けて三、四寸切り上げるといふ略式の十文字切りもあった。しかし、介錯が制度化されてからは十文字に切る方法はあまり行われなくなった⁽³⁵⁾。

5. 介錯の作法

介錯（大介錯とも言う）、添介錯（助介錯とも）、小介錯の三役からなる。

三役を分けて言う時は、介錯は首を討つ役で、第一の役である。添介錯は、短刀を載せた三方を持ち出す役で、介錯しやすいように差し引きする。小介錯は首を実検に入れる役で、万一の時は介錯・添介錯の代わりを務めなければならない。

介錯という言葉は切腹以外用いられず、昔、すなわち『自刃録』が書かれた時代よりも古い時代は後見、介添などの意味に用いられた。「誤りのないように補助する」ことから、切腹人が気後れしたりして、逆上するなどして、切腹を仕損じるようなことがないように努めるのが介錯人の第一の任務である⁽³⁶⁾。

介錯を命じられた時の受け答えは、待ち受けたかのように喜ぶのも、気の毒そうな顔をするのも感心しない。一度は辞退するのがよい。首尾よく首を切り落と

して当たり前、切り損なっては恥をかくことになるからである。ただし、「不調法ゆえに」といってはいけない。武士たるものが首を討つことができないとあっては、主君に対して申し訳ないことである⁽³⁷⁾。

介錯を命じられた者は、最初に「どの刀を使い申すべきや」と伺いを立てなければならぬ。つまり大刀を使うか脇差を使うかを尋ねるのである。脇差を使う時は片手切りが作法とされている。次に「切腹人の刀を所望致したし」と願い出て、これが許されなければ（近年すなわち『自刃録』が書かれた同時代、他家に預けられた切腹人の自己の刀を使うことをあまり聞かない）「上より一刀下し給かみわるべし」と願うこと。介錯人は自己の刀を使わないのが故実である⁽³⁸⁾。

切腹人から、切腹と介錯の手筈について質問を受けることがある。たとえば「三方を戴いた時に首を切るのか」という質問である。この質問をうけた介錯人は「いや、左様ではなく、短刀をお腹へ突き立てた時にお首を切る」と答えるのがならわしだが、実際には三方を戴こうとして手を伸ばしたときに首を切ることが多い⁽³⁹⁾。これはあまり感心できない方法のように聞こえるが、「恥辱なき為の仁恵の介錯」、すなわち武士が腹を切り損じて恥をかく事態を未然に防ぐための処置であるから、必ずしも非難するのは当たらない。たつて希望された場合には、相手を見たうで腹を切らせてもよいが、できるだけ早く首を切るように努めるべきである。この方法は延宝年間から実施されるようになった⁽⁴⁰⁾。

介錯の際には、首を全部落としきらず、皮一重ひとこを残しておき、首が逆さまに前に垂れたところをたぶさを持って引きあげて切り取り、実検に入れるのが本式といわれる。これは全部打ち落としてしまうと死罪という死刑の一種の時の斬り方と混同されるから、これを避けるための方法だといわれる。また切り落とされた首がまぼた瞬きをし、口を動かし、稀には地面や石ころに嘔みつくことがあり、このような見苦しいことが生じては切腹人の恥辱となるので、胴体から頭が離れないためにひと皮残しておくのがよいともいわれる所以である。

しかし、このひと皮残す切り方はひと通りの修練では不可能なので、平均並みの腕をもっている介錯人は思いきって全部打ち落としたほうがよい。ひと皮残す

ことを意識すると、逆に切り損じるおそれがある。そして、打ち落とした後、掻き切った形しておくのがよい⁽⁴¹⁾。つまり、切腹人に恥をかかせないように振る舞うと同時に、死罪と混同されることがないようにという思いからの配慮が極力求められたのである。

切腹する時に皮を一枚残すことについて、法制史研究者の重松一義氏が別の見解を示している。すなわち、頭が胴体から離れた場合は胴体が後ろに倒れてしまい、血が噴き出すからである。胴体と頭がつながっていれば、頭の重みで体が後ろに倒れずにすむのである⁽⁴²⁾。

第4節 非日常と日常における作法の差異

前節に扱った『自刃録』の記述を手がかりに、切腹刑にまつわる典型的な故実を紹介し、準備や執行、後始末に際し注意を払うべき点や、切腹の時以外は適用しないやり方を取り上げた。凶礼の一つである切腹刑は非日常的な儀礼であり、そのため日常のやり方とあえて区別をつけて執り行われた。故実書においても基本的に逆の方法をとることが強調され、すすめられていた。そして通常の生活においては、非日常とりわけ不祝儀を連想させるような動作は自然に忌むものとして考えられた。関連して本節では、江戸時代のみならず、現代にも伝え続けられている迷信や俗信をいくつか紹介する。

1. 鏡餅を切ってはいけない理由

歴史学者の竹光誠氏によると、昔の武家では鏡餅を割る鏡開きの時は包丁などを使ってはいけないとされていた。正月11日は鏡開きの日で、お供えした鏡餅を割って食べる。鏡餅は飾っておくだけでは意味がなく、神様の魂を体内に取り込むことによって、無病息災で一年を過ごすパワーを得ることができるからである。

鏡餅は包丁などで切ってはいけないとされた理由として、刃物は切腹を連想さ

せて縁起が悪いのからである。武士たちは、小槌^{こづち}などで割って開いた鏡餅をみなで分けあって食べた。同じ魂を腹に入れ、主従関係を円滑にするといわれていたからである⁽⁴³⁾。石川一郎編『江戸文学俗信辞典』に記載されている「鏡餅」という項目の中に、武家の正月の祝いである「具足餅」が紹介されている。武家では鏡餅を「具足餅」といって甲冑^{はつか}に供える。正月20日は刃柄^{はつか}を祝って、鏡餅を刃物で切らずに割って食するが、これを鏡開き、具足開きという⁽⁴⁴⁾。『江戸文学俗信辞典』にも切腹との関連について触れられていないので、今後追究することにした。

2. 武家の祝いの行事と小豆

伊勢貞丈著の武家故実書『軍用記』第7巻中の「軍礼の事」に、正月行事の一つである「鎧の餅」もしくは「具足の餅」という、鎧に餅を供える祝い事に際し忌むべきことについて書かれている。小豆が忌まれたとあり、その理由として、小豆は煮ると割れやすく、「はら切る」ことすなわち切腹を思わせるので、男子の祝い事には用いてはならないとされた⁽⁴⁵⁾。

「『豆』に関する一考察」を著した木下賀律子氏によると、小豆の代わりとして、煮ても割れにくい「ささげ」という種類の小豆が使われていた。関東地方の中には、現在でもささげを用いるところが多くある⁽⁴⁶⁾。

ちなみに、大納言^{だいなごん}小豆という小豆の種類はあるが、名前の由来について諸説ある。「尾張の名産で大粒なので、尾州家尾張大納言にこじつけていったもの」⁽⁴⁷⁾が定説だが、東京和菓子協会が発行している「餡と和菓子の原材料」というパンフレットによれば、大納言小豆は炊いても表皮が破れにくいことから昔、武士と違い切腹の習慣がなかった公家の官位である「大納言」と呼ばれるようになったといわれている。ただし、脱稿の時点では、この説を裏付ける出典は見当たらなかったため、今後検証していく必要がある。

3. 武家とサンマ

サンマは細長く銀色に光ることから、切腹で用いる短刀をイメージさせたため、江戸時代、武士がサンマを食すのを嫌っていたといういわれがある。「秋刀魚」という字が用いられるようになったのは、大正時代からだという説がある⁽⁴⁸⁾。サンマは「秋刀魚」や「秋光魚」などと表記され、「三馬」という当て字がある。辞書類を調べても、切腹との関連は出てこず、名前の由来について、サンマは狭長にして、腹が銀白色で、秋冬の頃の魚であるので、秋刀、秋光という字が充てられたとある⁽⁴⁹⁾。

サンマといえば名作落語「目黒のさんま」⁽⁵⁰⁾が思い出される。この噺の成立期は不明であるが、時代設定は江戸時代になっている。噺の内容として、確かに殿様クラスの武士は屋敷でサンマを食べる習慣はあまりなかったが、それは切腹の連想とは関係がなく、サンマが低級の魚として扱われ、しかも武家屋敷まで運んだら新鮮さが失われるというのが理由である。切腹との結びつきに関する一説がいつ頃、何をきっかけに出来たかについては、さらに調べる必要がある。

4. 武士と椿について

椿は、花がそのまま落ちるので「首が落ちる」と忌み嫌われ、家の庭で植えてはいけないという説がある。理由は、首斬りを連想させるから、特に武士にとって椿の花が落ちるさまは不吉だった。野火迅氏によると、武家屋敷では禁木とされている椿について、山本周五郎著の『天地静大』に触れられている。なお、「花は桜木、人は武士」という言葉のように、武士の潔く散るさまは桜木に例えられている⁽⁵⁰⁾。

江戸時代、この俗信はどれだけ根強かったのだろうか。椿をめぐる俗信を取り上げた鈴木棠三著の『日本俗信辞典』には、「椿」について次のように述べられている。

ツバキを屋敷内に植えることを嫌う土地は多い（秋田・宮城・千葉・東京・山梨・富山・福井・長野・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・鳥取・愛媛・大分・

熊本)。なかには、家の隅に植えない（愛媛県上浮穴郡）、玄関に植えない（愛知県西加茂郡）、家の裏に植えない（岐阜県郡上郡）、と細かく場所を指定した伝承もみられる。

忌む理由として、首が取れるように花が散るため（千葉・東京・山梨・長野・岐阜・富山・和歌山・岡山・広島・鳥取・愛媛・熊本）とする土地が多いが、群馬県勢多郡北橋村（渋川市）では、ツバキはお寺の木だから家に植えるなどいい、東京の町田市でも同様の言い伝えがある。また、長野県更級・埴科郡ではツバキは墓に捧げる木だからといって忌む。霊樹としてツバキの古木を神木とする神社は各地にあり、また、寺院や墓地などにも多く見られることから、屋敷内に植えるのを忌んだものと推測される。江戸時代、武家の間では不吉な花として扱われたとするのが通説だが、江戸初期には貴紳の間でツバキの変種のコレクションが流行して図譜の類も種々作られた。徳川秀忠も愛好家の一人であったといわれる。首が落ちるなどといって嫌う風潮が生まれたのは、後の事と考えられる⁽⁵¹⁾。野火迅氏の解釈と合わせて考えると、歴史小説などで取り上げられることは、打ち首を連想させる椿のイメージの定着に一役を買ったのではないかと考えられる。

おわりに

本稿では、江戸時代の終盤に成立した工藤行廣著の『自刃録』という故実書を題材に、切腹刑の主な作法を取り上げ、注意や配慮が払われた点とその背景に眼を向けた。刑罰としての切腹は儀礼を伴い、場所の敷設から道具など、携わる人の所作を含め、マニュアルが整備されていった。今回取り上げた『自刃録』の著者は伊勢貞丈の著書を始め数種の先行故実書などを参考にして、切腹儀礼の進め方における様々な情報をまとめたのである。

切腹儀礼に関する決まりの細かさは、切腹する人の身分の高さだけではなく、儀礼の性質にも起因している。祝い事と真逆に、切腹刑は凶事であり、死出の入

り口である。切腹や葬儀のような凶事の作法は凶事を連想させるため、普段の生活や祝い事においてそのやり方を避け、忌む傾向にあった。『白刃録』の中身を検討した結果、目出度い事や通常とは逆、もしくはあえて異なるやり方を採用することに意識が向けられたことを確認できた。具体的に、死を思わせる語呂として、たとえば盃事に行われた四献の「四」は「死」に通じて、また切腹人の膳に据える昆布の三切は「身切」、介錯人の膳に据える一切は「人切」を連想させることのように、普段や祝い事においてはこのやり方は忌まれた。語呂合わせが大事にされた側面がうかがえる。

本稿で触れることはできなかったが、故実書によっては、例えば切腹人が装束を脱ぐ際に左から脱ぐか右から脱ぐかなど、記述間の違いを発見することができ、今後の検討材料にすべきである。また、例えば小豆を祝い事に用いないことや椿を屋敷の庭に植えないことといった、現代にもある程度残っている言い伝えを紹介し、見た目やイメージから、凶事を連想させるために忌まれる俗信が生まれたことを確認した。後世になって定着した俗信も多くあり、今後はその生成や定着、伝播の過程に注目して解明を試みる意義がある。

今後は切腹刑に関する他の故実書をはじめ、中世の首実検や三献の儀といった戦場の儀式の内容とつけ合わせて分析を進め、切腹刑の様相を明らかにしていくのが課題の一つである。

注

(1) 儀礼と儀式の語法であるが、近藤好和氏によると、儀式の語は現在ではセレモニーの意で用いられ、間違いではないが、厳密には「儀式」とは律令法典の名称であり、儀（儀礼）の為の式（細則）の意であり（近藤好和『天皇の装束』中央公論新社、2019年、24頁参照）、決まりや作法を指している（『日本国語大辞典』第2版、第4巻、小学館、2001年参照）。本稿でそのように使い分け、近藤氏に倣って、単にセレモニーを指す時は「儀礼」という語を用いることにする。

(2) 凶礼きょうらいとは、『日本国語大辞典』（第2版、第4巻、小学館、2001年）によると、「凶事に関する儀式。死者を葬る礼式。葬礼。葬式」である。凶事は目出度くない出来事で、切腹の場合はまさに、これから死ぬ人を見送る儀礼のことである。葬式そのままではないが、葬式に先立つも

なので、吉礼すなわち目出度いことと差を付けるために違うやり方がとられていた。

- (3) 首実検については、伊勢貞丈著の『軍用記』第7巻や笹間良彦著の『武家戦陣資料事典』(第一書房、1992年)に詳しい。
- (4) 笹間良彦著『絵で見て納得!時代劇のウソ・ホント』遊子館、2004年、76-80頁参照。
- (5) 中井勲『切腹』ノーベル書房、1970年、95頁参照。
- (6) 工藤行廣編『自刃録』井野邊茂雄編『武士道全書』第10巻所収、時代社、1943年、7頁参照。
- (7) 哲学者。1855年生まれ、1944年没。筑前生まれ、東大教授、欧米哲学の移入紹介につとめたが、後年は国家主義に傾いた(新村 出編『広辞苑』第7版、岩波書店、2018年参照)。
- (8) 『自刃録』の初出は、脱稿の時点でわかる限り、『歴史公論』1937年刊行の6月号に収められた『自刃録』の最初の部分であるといえる。本号の目次に「特別連載」と冠された『自刃録』という題の下に括弧書きで「自刃についての記録をはっきり知り当時の模様を図によって説明したもの。始めて世に出る自刃録である」とある。資料の掲載は1頁から16頁に及び、全丁ではなく「序」から「検使心得之事」まで載っている。連載として計画されていたと見受けられるため、次号以降の掲載状況について今後調べる必要がある。なお、50頁に小題があり著者の紹介がなされているが、底本について言及されていない。
- (9) 森 銑三『切腹の書自刃録』『森銑三著作集』第11巻、中央公論社、1974年、382頁参照；工藤行廣編『自刃録』『歴史公論』6月号、雄山閣、1937年、50頁参照。
- (10) 中井は名言していないが、同著の「切腹の方法」という部分は『自刃録』とほぼ同じ内容であるから、『自刃録』からの引用とみて間違いない。
- (11) 前掲『自刃録』井野邊茂雄編『武士道全書』第10巻所収、6頁参照。
- (12) 前掲『自刃録』348頁参照。
- (13) 前掲『自刃録』274頁参照。
- (14) 前掲『自刃録』301頁参照。
- (15) 場所の敷設や用意すべき道具などの細かい点について、「『切腹之切紙』—江戸時代の切腹故実書—」という拙稿を合わせて参照されたい。
- (16) 前掲『自刃録』276頁参照。
- (17) 前掲『自刃録』280頁参照。
- (18) 前掲『自刃録』280-281頁参照。
- (19) 新谷尚紀『日本人の禁忌』青春出版、2003年、155-156頁参照。
- (20) 絵は数バージョン存在しているが、小袖の着方に関してはほとんどが「右前」になっている。
- (21) 林 美一『時代風俗考証事典』河出書房新社、1977年、588頁参照。
- (22) 八文字屋八左衛門『けいせい伝受紙子』、長谷川強校注『新日本古典文学大系』第78巻所収、岩波書店、1989年、264頁。
- (23) 名和弓雄『時代劇を斬る』、河出書房新社、2001年、23-24頁参照。

- (24) 前掲『自刃録』321頁参照。
- (25) 前掲『自刃録』316-317頁参照。
- (26) 笹間良彦『絵で見て納得！時代劇のウソ・ホント』遊子館、2004年、78頁参照。
- (27) 前掲『絵で見て納得！時代劇のウソ・ホント』80頁参照。
- (28) 伊勢貞丈『軍用記』第7巻、明和6〔1769〕年改正、故実叢書編集部編『故実叢書』21巻所収、明治図書出版、1954年、294、299頁参照；国立公文書館に天保14（1843）年の写本が所蔵されている。
- (29) 前掲『軍用記』298頁参照。
- (30) 笹間良彦『武家戦陣資料事典』第一書房、1992年、576頁参照。
- (31) 前掲『自刃録』318頁参照。
- (32) 諸肌（もろはだ両肌）を脱ぐともいう。左右両方の肩を着物から脱いで、上半身を現わす（『日本国語大辞典』第二版、第12巻、小学館、2001年）。
- (33) 前掲『自刃録』307頁参照。
- (34) 前掲『自刃録』311頁参照。
- (35) 前掲『自刃録』310頁参照。
- (36) 前掲『自刃録』295頁参照。
- (37) 前掲『自刃録』295-296頁参照。
- (38) 前掲『自刃録』296頁参照。
- (39) 前掲『自刃録』297頁参照。
- (40) 前掲『自刃録』298頁参照。
- (41) 前掲『自刃録』301頁参照。
- (42) 重松一義『大江戸暗黒街一八百八町の犯罪と刑罰』柏書房、2005年、131頁参照。
- (43) 竹光 誠監修『日本人が実は知らない ニッポンの「謎」学』永岡書店、2016年、140頁参照。
- (44) 石川一郎編『江戸文学俗信辞典』平文社、1989年、71頁参照。また、旧暦か新暦かなどによって鏡開きの日付が変わってしまう。
- (45) 前掲『軍用記』304-305頁参照。
- (46) 木下賀律子『豆』に関する一考察『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』（26号）：49-61頁、2009年、55頁参照。
- (47) 前田富祺監修『日本語源大辞典』小学館、2005年参照。
- (48) 『大江戸捜査網』DVDコレクション、朝日新聞出版、2017年1月1日発行、第72号参照。
- (49) 大槻文彦『大言海』富山房、1933年参照。
- (50) 「目黒のさんま」のあらすじは次の通りである。江戸時代の大名となると、自分が食べたいと思う物も食べられない食事といえば、椀物、酢物、煮物、そして尾頭付の鯛の焼き物と、お定まりの膳に限られていた。秋晴れのよい日、紅葉を見に行こうと、遠乗りを思い立った殿さまは、お供を連れて江戸郊外の名所、目黒不動尊へ出かけた。

不動尊に着くと、久しぶりの遠乗りで殿さまは腹が空いた。しかし、弁当はない。がっかりしていると、近所の農家で秋刀魚さんまを焼く匂いがしてくる。秋刀魚などの下魚は、本来なら大名の食べるものではないが、食欲をそそられた殿さまは、一人で二〇匹も食べてしまった。空腹のうえに焼きたての秋刀魚とくれば、おいしくないはずはない。それからというもの、殿さまは秋刀魚の味が忘れられない。

ある時、親類へ出かける機会があり、食べたい料理を聞かれた。殿さまは迷わず秋刀魚と答えた。料理番は、魚河岸うおがしへ秋刀魚を買いに走ったが、殿さま用にと油を抜き小骨を抜き、汁に入れて出した。このようなスカスカの秋刀魚では、少しもおいしくない。殿さまは尋ねた。「この魚、いずこで仕入れたか」「はあ、日本橋は魚河岸にございます」「なに魚河岸？それでいかん、さんまは目黒に限る」(末廣恭雄監修『漢字百話〈魚の部〉魚・肴・さかな事典』大修館書店、1987年、144頁参照)。

(51) 野火 迅『使ってみたい武士の日本語』文藝春秋、2008年、59頁参照。

(52) 鈴木棠三『日本俗信事典 植物編』角川文庫、2020年、361-362頁。

参考文献

稲垣史生『江戸時代大全』KKロングセラーズ、2016年。

近藤好和『天皇の装束—即位式、日常生活、退位後』中央公論新社、2019年。

工藤行廣編「自刃録」井野邊茂雄編『武士道全書』第十卷所収、時代社、1943年。

笹間良彦『絵で見て納得！時代劇のウソ・ホント』遊子館、2004年。

重松一義『大江戸暗黒街—八百八町の犯罪と刑罰』柏書房、2005年。

新谷尚紀『日本人の禁忌』青春出版、2003年。

鈴木棠三『日本俗信事典 植物編』角川文庫、2020年。

豊嶋泰國「武士と切腹」『スサノオ』特集：サムライ道、勉誠出版、2004年、(2):109-113頁。

中井勲『切腹』ノーベル書房、1970年。

名和弓雄『時代劇を斬る』河出書房新社、2001年。

野火 迅『使ってみたい武士の日本語』文藝春秋、2008年。

林 美一『時代風俗考証事典』河出書房新社、1977年。

森 銚三「切腹の書自刃録」『森銚三著作集』第11巻、中央公論社、1974年。

〔謝辞〕 本研究は ISPS 科研費 JP20K13306 の助成を受けたものです。